農村開発・環境保全

土地権保証を受けた先祖伝来の土地が抵当に
― タシマン村２年目事業地域の変更 ―

前号で報告のように、「タシマン村のアグロフォレストリー事業」は、10月からは２年目地区ドゥワルドで実施の予定でした。しかし、11月初め、PFPから、ドゥワルド住民の土地の多くが抵当に入っていて、事業が始められないという連絡を受けました。

さらに、ドゥワルドも、シエテ地区同様、隣接するネッド村の炭鉱の私兵や、共産ゲリラNPAの小隊の通過、それに備える国軍兵士の駐留など、治安面でも不安があるということでした。２年半ほど前、三井物産環境基金に３年計画を申請した時点では把握できなかった状況です。急遽、隣接の村タクネルのタカヨン地区への変更許可を申請、幸い、基金側のご理解と承認をいただけました。

このレイクセブ町山岳部の土地は、「チボリ及びウボ民族先祖伝来の土地保証CADC」(写真は20年前のウボ民族の保証書コピーの一部)を得ていて、入植者が先住民族の土地を買い上げることはできません。しかし、使用権の授受は可能で、土地を抵当に入れてお金を借りることはできるため、教育費や医療費などの出費に際して、使用権を譲ってしまったと思われます。

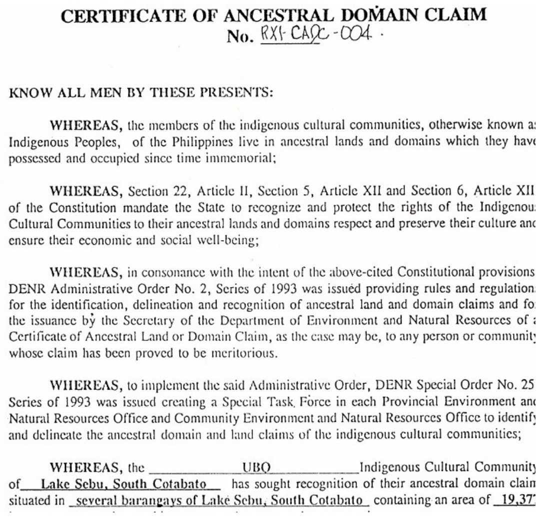
CERTIFICATE OF ANCESTRAL DOMAIN CLAIM
No. RXI-CADC-004

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS:

WHEREAS, the members of the indigenous cultural communities, otherwise known a[s] Indigenous Peoples, of the Philippines live in ancestral lands and domains which they hav[e] possessed and occupied since time immemorial;

WHEREAS, Section 22, Article II, Section 5, Article XII and Section 6, Article XII of the Constitution mandate the State to recognize and protect the rights of the Indigenou[s] Cultural Communities to their ancestral lands and domains respect and preserve their culture an[d] ensure their economic and social well-being;

WHEREAS, in consonance with the intent of the above-cited Constitutional provisions DENR Administrative Order No. 2, Series of 1993 was issued providing rules and regulation[s] for the identification, delineation and recognition of ancestral land and domain claims and fo[r] the issuance by the Secretary of the Department of Environment and Natural Resources of [a] Certificate of Ancestral Land or Domain Claim, as the case may be, to any person or communit[y] whose claim has been proved to be meritorious.

WHEREAS, to implement the said Administrative Order, DENR Special Order No. 25 Series of 1993 was issued creating a Special Task Force in each Provincial Environment an[d] Natural Resources Office and Community Environment and Natural Resources Office to identif[y] and delineate the ancestral domain and land claims of the indigenous cultural communities;

WHEREAS, the UBO Indigenous Cultural Communit[y] of Lake Sebu, South Cotabato has sought recognition of their ancestral domain clai[m] situated in several barangays of Lake Sebu, South Cotabato containing an area of 19,37

↑20年前のウボ民族の保証書コピーの一部

土地を堅持していれば、アグロフォレストリーの受益者となる機会を得て、数年後にはコーヒー、果樹、ゴム等の収入で、子どもたちの教育費も賄えます。

事業の受益者は、毎回20－30世帯と限られていますが、農地を守り、安定した収入を得られる事例が増えれば、抵当に入れるケースが減ると期待できます。

少ない事例でも確かな成果を示すことで、周辺住民への影響力も増します。環境保全と貧困削減に有効と考えるアグロフォレストリー事業の継続的なモニターを11月訪問時も３地区で実施しました（右欄）

コロナダル市ボルール村の森林農業
― 2014 年度 WE21 ジャパンみどり助成 ―

ボルールの元奨学生が組織したBOSDAの事業は、未熟な会計処理とそれを巡る対立で２チームに分かれました。訪問時に、ミエルナ・チームから報告書をもらいボニファシオ・チームはモニターに同行してくれました。

＜その１：BOSDA ミエルナ・チームの報告から＞

サルアシアさん(写真)のゴムは、300本中20本が枯死、水牛保有者エンゲンさんの苗木は、樹間をよく耕したためか枯死率０です。一方で、病気がちだったパメラの苗木は、乾季にほとんどが枯死しました。

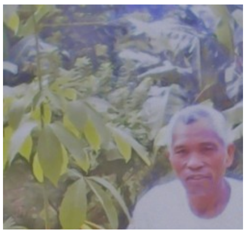
背丈をはるかに超えたゴムの苗木

モニターした９人の合計2600本のうち枯死は544本です。住民は支援に大変感謝しています。今後もしっかりモニターを続けます。

＜その２：BOSDA ボニファシオ・チームのモニターから＞

体調を崩して、現況報告も滞っていたボニファシオですが、元気に担当地域を案内してくれました。いずれの苗木も背丈の２倍程になっていました。後ろに続くのはミエルナの長女です。面倒みのよいお兄ちゃんタイプのボニファシオが大好きなようです。対立解消のかすがいになればと期待しています。

２チームともに、今後は、指導実績のあるPFPを通じて、BOSDA立て直しと、小規模でも環境保全と収入向上事業の継続を希望しています。Ｐ1で触れたように、ビラーン民族の村ボルールについて、市は教育や文化振興に乗り出しました。しかし、森林農業研修等の実施はまだまだ先のようです。

緑の募金事業 1、2 年目 ― タブロとラムカニダン地区 ―

緑の募金事業２年目のラムカニダン地区は干ばつの影響で、ゴム苗は１ｍほどと小さいですが、枯死率は15％内に抑えられています(写真：受益者と左はPFPのサムソンさん)

ラムダラグ村３年継続・緑の募金事業まとめ役タブロ地区のアンソニーさん(７８号に写真)が脳梗塞で亡くなりました。運ばれた病院では、「苗木の成長を見届けられず残念」の言葉を残されたそうです。訪ねた時、ゴム苗は雑草に埋もれていました。落ち着いたらしっかり世話をしますと家族は約束してくれました。